

国際医療福祉大学大川キャンパスボランティアセンター
ボランティア募集及びボランティア情報の取り扱いに関する方針
(ボランティア募集規定)

以下に該当するボランティア募集团体の活動を、国際医療福祉大学大川キャンパスボランティアセンター（以下、ボランティアセンターと称する）を通して紹介します。

- 1) 公益性・公共性が高い活動。
- 2) 営利を目的としない活動。
- 3) 活動にあたり、安全性が高いと判断される活動。
- 4) 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応ができる活動。

1：ボランティア募集の受付

1) ボランティア募集受付までの流れ

- ①ボランティアセンター（学生窓口）への来室、電話等でボランティア依頼のご連絡をいただきます。
- ②ボランティアを募集する団体は、「ボランティア依頼申請書」を提出していただきます。
申請書は当ボランティアセンターのホームページからダウンロードできます。
- ③ご記入いただきました「ボランティア依頼申請書」と一緒に、ボランティア募集チラシ等（A4サイズ）を大川キャンパス3号館・学生窓口にお持ちいただくか、FAX、またはe-mailにてボランティアセンターまでお送りください。
- ④「ボランティア依頼申請書」提出後、ボランティアセンターで募集情報を確定し、学生へ周知します。
※必要に応じてご担当者様と具体的な活動内容の確認をさせていただきます。
※ボランティア情報を、より分かりやすく学生へ周知するため、できるだけチラシ等をご準備ください。

2) ボランティア募集に当たっての留意事項

- ①ボランティア募集团体には、規約、役員名簿、収支報告書、活動報告等の団体の実績が分かる書類等の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。
- ②本学生がボランティア活動をおこなった際に、募集の条件と異なる状況が生じた場合、精神的・肉体的苦痛を受けた場合等には、ボランティアセンターが活動先と調整、苦情申し出等の対応をいたします。
活動を途中で中止することや、今後のボランティア募集を停止させていただく場合もあります。
- ③原則として、個人の方のボランティア依頼は受け付けておりません。
個人でボランティア募集を希望される場合は、居住地域または通学先・勤務先の社会福祉協議会等のボランティアセンター、その他関連機関へご依頼ください。
- ④ボランティア募集は、学生ボランティアの紹介を必ず保証するものではありません。掲示、チラシ等で情報提供はしますが、参加学生がおらず、紹介できない場合もあります。
- ⑤本学では、万一来に備え、ボランティアをする学生には必ずボランティア活動保険に加入してもらっていますが、募集团体の方でも必ずボランティア活動保険への加入の有無を確認していただき、未加入の場合は、活動をさせないようお願いいたします。

2：ボランティア募集をおこなう団体・活動の選定基準

1) ボランティア募集をおこなう団体の範囲

活動分野や範囲、法人格の有無は問いません。

〔団体例〕：ボランティア・市民活動団体（任意団体、NPO団体）、社会福祉法人、医療法人、学校法人、社団法人・財団法人等の公益法人、国や地方自治体等

2) ボランティア募集团体の受け入れ体制について

ボランティアの募集内容や受け入れの担当者が明確であること。

3) 以下に該当するボランティア活動は、受付できません。

- ① 営利を目的とする活動
- ② 政治的・宗教的活動を目的とする活動。
- ③ 活動上、学生の心身に危険が伴うもの。人体に有害なもの。
- ④ 活動対象者の人命等にかかわり、学生では責任を負いきれないと判断される活動。
(例：重病人や重症者の世話、嚥下障害のある人の食事介助、水泳監視、ベビーシッター等)
- ⑤ 法令に違反するもの。
- ⑥ 公序良俗に反するもの。
- ⑦ 自動車等の運転をとめない、重大な事故等の危険性が高いもの。
- ⑧ その他不適当だと判断されたもの。

3：実際のボランティア活動を進めるうえでの留意事項

ボランティア募集团体と国際医療福祉大学大川キャンパスボランティアセンターは、実際のボランティア活動を進めるにあたり、以下の点に留意することとします。

- ① ボランティア募集团体は、ボランティア申し込み学生に対し、活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動をはじめ。
- ② 活動をはじめ前には、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動がはじまった後は、必要に応じて研修・支援等をおこなう。
- ③ ボランティア活動中は、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動をおこなう。
- ④ ボランティア申し込み学生がボランティア活動保険に加入済みであることを確認してから活動をはじめることとし、未加入の場合は活動させない。

4：のぞましくないボランティア活動

- ① 活動時間が、労働基準法に定める労働時間を超えるもの（1日8時間、1週間40時間等）。また6時以前の早朝や、22時以後の深夜に行われるもの。
- ② 本来有資格者によってなされるべき活動。

5：免責

国際医療福祉大学大川キャンパスボランティアセンターで紹介するボランティアに関して発生した事故等に対し、ボランティアセンターでは一切の責任を負いません。上記事項をご確認の上、事故防止の配慮を十分に行ってください。